

株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令新旧対照条文

一	国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）（抄）（第一条関係）	1
二	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（第二条関係）	2
三	国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）（抄）（第三条関係）	3
四	地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（抄）（第四条関係）	4
五	職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（第五条関係）	8
六	行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（第六条関係）	9

改 正 案	現 行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 百七十七（略） 百七十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 百二十三（略） 百二十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、 沖繩振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一 百七十七（略） （新設）</p> <p>（法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立 行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 百二十三（略） （新設）</p>

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十三（略） 八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	別表第十（第六十条の二関係） 一〇八十三（略） （新設）

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十二（略）</p> <p>百三十三 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十七（略）</p> <p>百十八 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百三十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一 百十七（略）</p> <p>（新設）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号）。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲）</p> <p>第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、 沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～四（略）</p> <p>五 総合研究開発機構法を廃止する法律（平成十九年法律第百号）。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）により設立された総合研究開発機構（廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。）、国立研究開発法人海洋研究開発機構（平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。）、自動車安全運転センター、預金保険機構、独立行政法人日本万国博覧会記念機構法を廃止する法律（平成二十五年法律第十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本万国博覧会記念機構（同法による廃止前の独立行政法人日本万国博覧会記念機構法（平成十四年法律第二百二十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本万国博覧会記念協会を含む。）、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百八十四号）附則第</p>

二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。
）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情報システム機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構

二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。
）、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十四号）附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第百六十五号）第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。）、地方公務員災害補償基金、危険物保安技術協会、広域臨海環境整備センター、株式会社産業再生機構、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）附則第三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構、株式会社地域経済活性化支援機構（株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二号）による改正前の株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第一条の株式会社企業再生支援機構を含む。）、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十号）による改正前の原子力損害賠償支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。）、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構（地方交付税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十号）第五条の規定による改正前の地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）第一条の地方公営企業等金融機構及び同法附則第九条第一項の規定により解散した旧公営企業金融公庫を含む。）、地方公共団体情報システム機構、日本司法支援センター、日本銀行、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構（独立行政法人住宅金融支援機構法（平成十七

(独立行政法人住宅金融支援機構法(平成十七年法律第八十二号)附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。)、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海
外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条 (略)

25 (略)

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一四 (略)

五 総合研究開発機構法を廃止する法律(以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。)、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者

年法律第八十二号)附則第三条第一項の規定により解散した旧住宅金融公庫を含む。)、独立行政法人奄美群島振興開発基金及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

第四十三条 (略)

25 (略)

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一四 (略)

五 総合研究開発機構法を廃止する法律(以下この号において「廃止法」という。)による廃止前の総合研究開発機構法により設立された総合研究開発機構(廃止法附則第二条に規定する旧法適用期間が経過する時までの間におけるものに限る。)、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律による改正前の原子力損害賠償支援機構法第一条の原子力損害賠償支援機構を含む。)、預金保険機構、銀行等保有株式取得機構、地方公務員災害補償基金、独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構、国立研究開発法人海洋研究開発機構(平成二十六年独法整備法第九十二条の規定による改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法(平成十五年法律第九十五号)第三条の独立行政法人海洋研究開発機構及び同法附則第十条第一項の規定により解散した旧海洋科学技術センターを含む。)、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法第二条の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構を含む。)、独立行政法人医薬品

雇用支援機構を含む。）、独立行政法人医薬品医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

7・8
(略)

医療機器総合機構、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十八号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所を含む。）、農水産業協同組合貯金保険機構、独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律（平成十四年法律第三十一号）附則第五条第一項の規定により解散した旧海洋水産資源開発センター、独立行政法人情報処理推進機構（情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第四十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧情報処理振興事業協会を含む。）、独立行政法人自動車事故対策機構（独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧自動車事故対策センターを含む。）、独立行政法人空港周辺整備機構（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）附則第二条第一項の規定により解散した旧空港周辺整備機構を含む。）、株式会社地域経済活性化支援機構、株式会社民間資金等活用事業推進機構、地方公共団体金融機構、地方公共団体情報システム機構、株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社産業革新機構、株式会社海外需要開拓支援機構、広域的運営推進機関、独立行政法人住宅金融支援機構及び株式会社海外交通・都市開発事業支援機構

7・8
(略)

○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 八十三（略） 八十四 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 八十四（略） 十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p>	<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第百六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 八十三（略） （新設）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第三十一条 法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 八十四（略） （新設）</p>

○行政執行法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一〇十四 （略） 十五 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る認可法人） 第十七条 準用国家公務員法第百六条の二十四第一項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。 一 一〇十四 （略） （新設）</p>